地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

先般、「「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について」(平成29年12月7日保発1207第9号)が通知され、改正後の「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」(以下「要綱」という。)が平成30年2月1日から施行されるところである。

これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号) 及び「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」(平成18年3月30日保医発第0330008号)の 一部を別紙1及び別紙2のとおり改正し、平成30年2月1日診療分から適用することとする。 なお、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の改正内容は下記のとおりであるので、 その取扱いに遺漏のないよう、関係者に周知徹底を図られたい。

記

○ 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の改正内容

要綱の特例措置対象被保険者等が、第三者行為により軽減特例措置の対象とならない場合は、当該者に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書の特記事項欄又は訪問看護療養費明細書の特記欄に「二割」と記載することとする。

## 「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号) の一部改正について

1 別紙1のⅡの第3の2の(13)の表中「20」を次のように改める。

コード	略号	内容
2 0	二割	平成20年2月21日保発第0221003号の別紙「70歳代前半の被保険者等に係る一部
		負担金等の軽減特例措置実施要綱」の第2の4の特例措置対象被保険者等が、特例
		措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る2(4)に規定する一部負担金等の一部
		に相当する額を自ら支払った場合又は第三者行為により特例措置の対象とならない
		場合

- 2 別紙1のⅡの第3の2の(38)の「ソ」を次のように改める。
  - ソ 特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の第2の2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合又は第三者行為により特例措置の対象とならない場合には、「特記事項」欄に「二割」と記載すること。
- 3 別紙1のⅢの第3の2の(34)の「ス」を次のように改める。
  - ス 特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の第2の2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合又は第三者行為により特例措置の対象とならない場合は、「特記事項」欄に「二割」と記載する。
- 4 別紙1のⅣの第2の2の(33)の「キ」を次のように改める。
  - キ 特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の第2の2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合又は第三者行為により特例措置の対象とならない場合には、「特記事項」欄に「二割」と記載すること。

## 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」(平成18年3月30日保医発第0330008号) の一部改正について

別紙のⅡの第2の12の表中「20」を次のように改める。

コード	略号	内容
2 0	二割	平成20年2月21日保発第0221003号の別紙「70歳代前半の被保険者等に係る一部
		負担金等の軽減特例措置実施要綱」の第2の4の特例措置対象被保険者等が、特例
		措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る2(4)に規定する一部負担金等の一部
		に相当する額を自ら支払った場合又は第三者行為により特例措置の対象とならない
		場合